

高齢者の交通死亡事故防止運動実施要領

1 目 的

本県は、高齢化率の進行が全国平均を上回り、交通死亡事故に占める高齢者の被害の割合も高い状況となっている。

高齢者の特性を踏まえた安全運転の推進や効果的な交通安全の普及啓発を早急に進めるため、交通安全運動の主催機関・団体、協賛機関・団体は、それぞれの工夫を凝らした高齢者対策を幾重にも実施するものとし、高齢者の交通死亡事故防止の徹底に努めるとともに、県民の交通安全意識の一層の醸成を図る。

また、山梨県交通安全対策本部、山梨県交通対策推進協議会は、県内で発生した高齢者の死亡事故の発生状況や事故防止対策等の情報を関係機関・団体等に発信し、情報の共有化等を図るとともに、同一時期の運動展開による効果的な対策の実現に向け、支援を行う。

2 主 唱 山梨県交通安全対策本部、山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体、協賛機関・団体

4 運動の実施期間 通年（1月1日～12月31日）

5 運動の概要

- 交通安全運動の主催機関・団体、協賛機関・団体は、それぞれの組織の性格や特性を十分に活かして、工夫を凝らした独自の効果的な事故防止対策の実施に努め、既存の交通安全事業・運動等と連動させた高齢者交通死亡事故防止のための効果的な取り組みを行う。
- 山梨県交通対策推進協議会は、高齢者（65歳以上）が被害者となった県内の交通死亡事故に着目し、県警本部からの情報提供を基に、60日間で5件以上の交通死亡事故が発生したとき、事故状況の情報、考えられ得る事故防止対策等についての分析を行い、「高齢者の交通死亡事故防止情報（注意報）」を作成し、市町村や山梨県交通対策推進協議会構成機関、団体に情報提供を行う。
- 交通安全運動の主催機関・団体、協賛機関・団体は、「高齢者の交通死亡事故防止情報（注意報）」を受け、関係機関への情報伝達と情報の共有化を図るとともに、事故防止対策を行う。
- 山梨県交通対策推進協議会は、全県の高齢者が集まるイベント会場で啓発活動を行う。